

○長期優良住宅法改正に伴うお知らせ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、令和4（2022）年2月20日から施行されます。

【改正概要】

- ・登録住宅性能評価機関が発行する「技術的審査適合証（適合証）」の廃止と「確認書等[※]」の新設
※確認書及び住宅性能評価書（長期使用構造等の適合が確認されたもの）
- ・認定基準に「災害配慮基準」を追加
- ・区分所有住宅（分譲マンション等）住棟認定制度を新設
- ・容積率緩和の特例制度の新設

※改正の詳細については、国土交通省 Web サイトをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001411783.pdf>

《上記改正に伴い、次のとおり江別市での手続き・認定基準が変更となります。》

1 認定申請手数料のご案内

改正後の認定申請手数料は表のとおりです。

《参考例》1戸建て住宅（新築）の認定の場合（確認書等を添付した場合）

【申請種別】	
当初認定申請（法第5条第1項～第5項）	確認書等→15,000円
変更認定申請（法第8条第1項）	確認書等→7,000円

※手数料についてご不明点等あれば、建築指導課建築指導係までお問合せください。

2 登録住宅性能評価機関の活用による認定手続きの変更

改正後は、登録住宅性能評価機関が、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを確認した、「確認書等」が申請時の添付書類として必要となります。

※改正により、現行の「適合証」での審査は廃止されます。「適合証」での認定申請を行う場合は2月20日以前に申請してください。

3 災害配慮基準の追加

認定基準に「自然災害による被害の発生の防止または軽減に配慮されたものであること（法第6条第1項第4号）」が追加されました。

江別市では、国の方針に基づき、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域内に認定を受けようとする住宅が含まれている場合、原則、認定を行いません。

（令和4年2月時点、当市で該当する地域は土砂災害特別警戒区域です。）

お問合せ先

江別市建設部建築指導課建築指導係
江別市高砂町6番地 市役所別館1階

TEL 011-381-1042 / FAX 011-381-1078
MAIL kenchikushido@city.ebetsu.lg.jp